



# お知らせカレンダー

No. 1775 【6月22日発行】

令和5年6月26日 ~ 令和5年7月16日

編集・発行 総務企画課  
世帯数 2,650 世帯  
人口 5,080 人



男: 2,481 人  
女: 2,599 人

(令和5年5月31日現在)



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
26	(月)				
27	(火)				
28	(水)				
29	(木)				
30	(金)				



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(土)				
2	(日)				
3	(月)				
4	(火)				
5	(水)				
6	(木)				
7	(金)				
8	(土)				
9	(日)				
10	(月)				
11	(火)				
12	(水)				
13	(木)				
14	(金)				
15	(土)				
16	(日)	厚生連健診	受診票参照	砂美地来館	保健センター
		大島地区大会(相撲競技)	8:30~	琴平神社	(一財)奄美群島市町村体育協会

## 生活研究グループ まごころ市場「月市」についてのお知らせ

与論町生活研究グループよりお知らせです。6月24日(土)にまごころ市場にて月市を開催致します。皆様のご来場をお待ちしております。

(日程)

令和5年6月24日(土) 午前8:30から開催

※ただし、品物がなくなりしだい終了いたします。

(販売品)

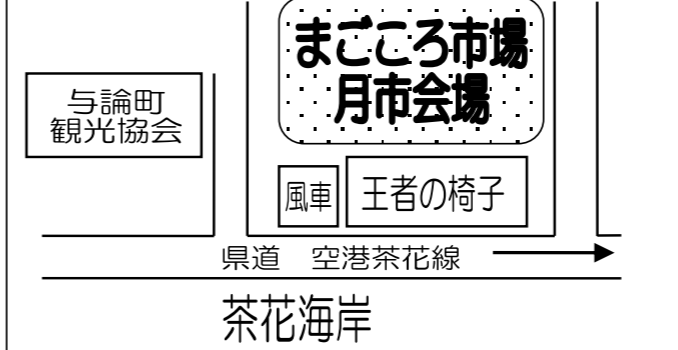
新鮮な野菜や惣菜(漬物、炊き込みご飯等)、小物類(草木染、箸入れ等)。

※品切れの際はご了承下さい。

また、ご来場の際はマイバックのご持参をお願いします。



### 【開催場所】



問い合わせ

与論町役場産業課 担当 叶

0997-97-4924

## ☆☆☆ ヨロンマラソン2023大会エントリー開始のお知らせ☆☆☆

第30回ヨロンマラソン2023大会を2023年11月19日(日)に開催します。種目やエントリー期間等は、次の通りとなりますので、お知らせいたします。

1. 種目: ①フルマラソン (高校生を除く18才~)

②ハーフマラソン (中学生~)

2. エントリー期間; 令和5年7月1日(土) ~ 令和5年9月30日(土)

3. 申込方法; RUNNET 及び郵便振込

4. エントリー料 10,000円 (フルハーフ)

※期限を過ぎての申込は受付できません。

※詳細は、ヨロンマラソンホームページをご覧ください。



ヨロンマラソンホームページ

<https://www.yoronmarathon.com>

連絡先 ヨロンマラソン事務局

97-5123

## 令和5年度与論町火葬場（昇龍苑）火葬業務等従事者の募集について

与論町では、この度、火葬業務等の体制強化を図るため、火葬業務等従事者をこれまでの1人体制から2人体制にすることとしております。

つきましては、下記により火葬業務等従事者を募集しますので、応募される方は下記に基づき期限までに必要書類を提出してください。

### 記

- 1 委託期間 業務委託契約締結日から令和6年3月31日まで（令和5年度）  
（令和6年度からは年度更新可）
- 2 勤務場所 昇龍苑（与論町大字立長3173-1 TEL 97-4661）
- 3 業務内容 ①火葬業務 ②日常的な施設・設備の管理に関する業務
- 4 募集人員 1名
- 5 業務委託料 32万円（月額）
- 6 勤務条件等
  - ・勤務時間：8:30～16:00（ただし、業務が終了しない場合は、終了するまで。）
  - ・休日：土曜日、日曜日及び国民の祝日（ただし、火葬業務により休日にできなかった場合は、その日以降の火葬業務のない日を休日とする。）
  - ・休業日：1月1日～1月3日、12月29日～12月31日（ただし、1月1日を除く休業日に火葬許可を受けた場合は、業務を行わなければならない。）
- 7 提出書類 履歴書（様式は役場ホームページからダウンロード又は町民生活課でお受け取りください。）
- 8 提出先 与論町役場 町民生活課
- 9 提出期限 令和5年6月29日（木）
- 10 選考方法 書類選考及び面接（面接日時は別途調整）

### <お問い合わせ先>

役場 町民生活課 担当：光  
TEL 0997-97-4930



## 令和5年度 自衛官等採用試験 (7月1日より受付開始)



### 1 試験種目

募集種目	資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の者	年間を通じて 行っています。	令和5年9月15日(金) 口述試験・身体検査 令和5年9月16日(土) 午後:筆記試験 ◆上記日、以降も試験を実施する予定です。
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満の者	令和5年7月1日(土) ～ 令和5年9月5日(火)	第1次試験 令和5年9月16日(土) 午前:筆記試験 第2次試験 第1次試験合格者へ日程、場所等を別途通知します。

### 2 試験会場

徳之島町役場  
(徳之島町亀津7203)

【鹿児島地本HP】

### 3 お問い合わせ先

自衛隊鹿児島地方協力本部 徳之島駐在員事務所  
Tel 0997(83)3080  
※Webによるご質問も随時受け付けてます。



## 農業機械からの火災に注意！！

与論町では、H25年から現在までの約10年間で41件の火災が発生しています。内訳は建物火災が10件、車両火災が7件、火入れ等によるその他の火災が24件となっております。

火災の原因は様々ですが、中でも車両火災の7件中5件は自動草刈り機のモアによる火災が発生しており、昨年からのみでも3件発生しています。

その原因としては、草刈り作業により、エンジン回りに溜まった枯れ草が、マフラー外側のガードが錆で腐食し外れていたことにより、熱せられたマフラーに接触したり、マフラー自体の腐食により穴が空いていることでマフラーからの火花により火災に至っています。また、エンジンを冷却するファンにゴミがつまり、エンジンがオーバーヒートを起こし、火災に至ったという事例もあります。

使用の際は十分に気を付け、エンジン付近に溜まった草をこまめに取り除く、一度に長時間の使用を避け機械を休ませる等の対策を取りましょう。また、全国では畑で発生した火災による死亡例もあります。定期的な農業機械のメンテナンスを行い、火災の予防に努め大切な命や財産を守りましょう。

作業により溜まった草がマフラーに接触している様子です。熱をもったマフラーに草が触れると火災になる恐れがあるので注意！！



### 鹿児島県文化財団助成事業「ゆんぬ学」を後世に伝える会よりお知らせ

与論町には、昔から受け継がれてきた貴重な自然・技術・知恵・歴史・文化など、「人」「モノ」「コト」が数多く残されています。

「ゆんぬ学」を後世に伝える会では、与論町の伝統文化や生活の知恵を地域の誇りとして後世に語り継ぐための活動計画を進めております。

与論町町制施行60周年・奄美群島復帰70周年の節目に当たり、令和5年度の主な活動は、与論町で実際に起きた戦争体験者の方々による生の声を後世にまで語り継ぎ、風化させない平和教育を予定しております。戦争の惨禍が再び繰り返されないように、紙芝居制作をとおして、伝統文化の継承・恒久平和の実現を図りたいと思います。

下記日程のとおり、事業説明会及び指導者・調査員の募集説明会を開催しますので、町民の皆様方の御支援・御協力をお願い申し上げます。皆様方の御参加をお待ちしております。

### 記

令和5年6月30日(金) 17:00～18:00 与論書道そろばん学院

令和5年7月1日(土) 17:30～18:30 与論町中央公民館第3研修室

令和5年7月2日(日) 17:00～18:00 与論書道そろばん学院

【お問い合わせ先】「ゆんぬ学」を後世に伝える会 実行委員長 和田きみ子 (97-2462)  
事務局:与論町中央公民館 (97-2079)

# 親子で療養所を訪ねてみませんか

県では、親子でハンセン病療養所訪問を希望される方々を募集します。

鹿児島県内には、2か所のハンセン病療養所があります。ハンセン病は治っているにも関わらず、今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされており、県内の入所者の平均年齢は89歳を超えています。入所されている方との交流をとおして、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

## ○訪問日程・対象及び募集期間

	星塚敬愛園（鹿屋市星塚町4204番地）	
実施日	令和5年8月8日（火）	
募集対象	小・中学生、高校生とその保護者 小・中学校等の教員、市町村職員	20組程度 若千名 } 先着50名まで
日程概要	8:15 県庁集合 10:25 星塚敬愛園着 10:30~14:50 敬愛園内で見学・交流 納骨堂にて献花・焼香など 15:15 星塚敬愛園発 17:15 県庁解散	
募集期間	令和5年6月12日（月）～7月14日（金）	

- ※ 現地集合、現地解散も可能です。
- ※ 参加料は無料です。（集合場所までの交通費は自己負担）  
県庁からは、貸切バスで移動します。鴨池・垂水フェリーを使います。
- ※ 入所者の方々との交流は、会議室等でグループ形式での交流になる場合もありますのでご了承ください。
- ※ 昼食は各自でご準備ください。

## ○申込方法

電話、FAX、Eメール、ハガキのいずれかにより、住所、参加者全員の氏名（ふりがな）、年齢、職業（又は学年）、電話番号（自宅・携帯等）、今までの参加経験の有無、集合場所等を記入又は連絡して、申し込んでください。（裏面申込書参照）

## ○申込先

鹿児島県庁暮らし保健福祉部健康増進課  
ハンセン病問題担当 上村（かみむら）

- ・住所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
- ・電話 099-286-2720（直通）
- ・FAX 099-286-5556
- ・Eメール kansensy@pref.kagoshima.lg.jp

※決定は、後日（7月下旬頃）文書等で連絡します。

・差別をしたらダメだから、うちのひとと考えようと思った。  
・いろいろな人に、ハンセン病のこと差別や偏見があったことを伝えたい。  
・差別や偏見の解消のためにはまずは正しい知識を持つこと、人に対する思いやりの心を持つことを子どもに伝えていきたい。  
・療養所をぜひ訪ねてみたい。  
(R4年度親子療養所交流会(オンライン)参加者の感想)



## 【「ハンセン病問題を正しく理解する週間」についてお知らせ】

令和5年6月18日（日）～24日（土）

なぜ、ハンセン病であった方々やその御家族が偏見・差別を受けてきたのか、ハンセン病やハンセン病問題の歴史について正しく理解することが、問題解決の第一歩です。

※県内4カ所で展示をします。詳細は県のホームページをご覧ください。

## 令和5年度 国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証 更新のお知らせ

国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証の更新は7月下旬より郵送（簡易書留）での交付を行います。

7月中に受取が出来ない方又は送付先の変更が必要な方は7月10日までに健康長寿課へご連絡をお願い致します。なお、国保税の滞納がある方については、役場窓口にて交付を行います。

### ※ 配達時に不在の時は

郵便局の配達員が「書留等不在連絡票」を置いていきます。郵便局の保管期間内で、ご都合の良い日に再配達を希望されるか又は直接所管の郵便局でお受け取りください。

## 国民健康保険の方で...

### 島外の学校に在学する方の保険証について

4月以降在学証明書未提出の方は、在学証明書をご持参の上、役場にて手続きを行ってください。

### 島外の施設に入所している方の保険証について

与論町に住所のない方は、入所証明書を提出してください。

### 限度額適用認定証の更新を希望される方について

限度額適用認定証が必要な方は、7月7日までに健康長寿課へご連絡ください。

## 後期高齢者医療の方で...

### 島内の施設に長期入所されている方の保険証について

島内の施設に6月末時点で長期入所されている方は、入所施設へ直接お渡しをします。

※有効期限の過ぎた被保険者証は、役場健康長寿課へお返しをお願いします。

問い合わせ先：健康長寿課 国民健康保険係・後期高齢者医療係（97-4992）

## \* 重度心身障害者医療費の助成金について \*

与論町では、重度障害者の健康の保持および増進を図ることを目的として医療費の一部（保険診療の自己負担額）を助成します。

### ★対象者★

与論町の区域内に住所を有し（生活保護法による保護を受けている者を除く）保険加入者および後期高齢者医療制度加入で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳A1、A2の方
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方

〈申請時に必要なもの〉

- ・健康保険証、又は後期高齢者医療被保険者証
- ・身体障害者手帳、又は療育手帳
- ・印鑑
- ・預金通帳



### ★受給資格者証をお持ちの方★

〈住所・氏名・健康保険証等に変更があった場合〉

変更届が必要です。受給資格者証、変更内容の確認ができるもの、印鑑をお持ちください。

〈受給資格者証をなくした場合〉

再交付いたしますので、印鑑をお持ちください。

〈助成金の給付を受けるとき〉

病院の領収書、または申請書（医療機関が証明したもの）、印鑑をお持ちください。

（提出期限：診療月の翌月から起算して6ヵ月以内）

お問い合わせ：与論町役場 健康長寿課 ☎0997-97-4992

# 水道課からのお知らせ

## 1.水道メーター検針について

\* 検針期間は毎月1日から7日までとなっております。

**\* 各ご家庭の水道メーター周りが、物で塞がっている、草木が生茂り検針出来ない、飼犬等がつかがれており、メーター検針に支障をきたしているところがあります。**

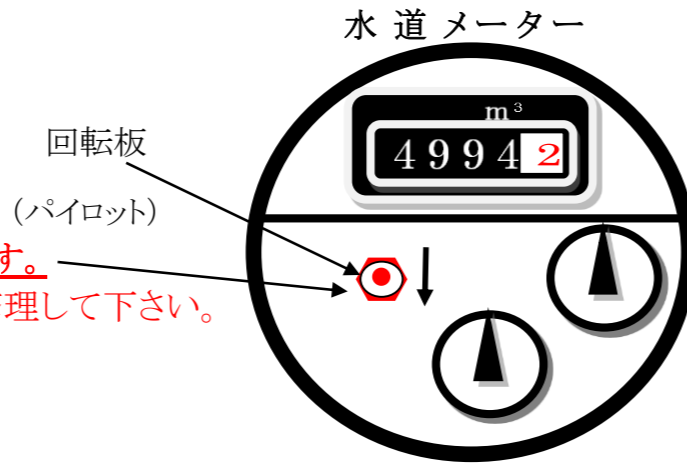
また、木が生茂っていると水道パイプに木の根が巻き付き漏水の原因にもなります。

\* 常に水道メーターの検針しやすい環境づくりにご協力お願い致します。

## 2.漏水について

\* 自分でできる漏水の確認方法

- 1、蛇口を全部閉める。
- 2、**回転板(パイロット)が回っていると漏水です。**
- 3、**与論町指定工事店に連絡されて早く修理して下さい。**  
※修理費は需要者の負担になります。



\* 与論町指定工事店へ (順不同)

菊池水道 97-2182 ・ 瀧久建設 97-3720 ・ ヨシダ管工業 97-4351  
吉田設備 97-4984 ・ 田畑設備 97-3530 ・ 原建設 97-4860  
浦口建設 97-4749 ・ 吉田興建 97-2078

## 3.茶花地区農業集落排水施設利用について

最近、排水施設へタオル・ビニール袋・ロープ・下着類・雑巾・油等が流れて污水管が詰まったり、ポンプが動かなくなっております。

**下記の注意を守らなければ、排水処理施設の運転に多大な支障をきたすこととなりますので、皆様のご協力をお願いします。**

### 排水設備使用上の注意 (厳重)

- \* 雨水を汚水桝に流さない。汚水桝の蓋をちゃんと閉める(木の葉等の流入がある)
- \* 台所や風呂場、洗面所の目皿に詰まったものは、取り出して処分する。
- \* トラップ桝は、定期的に掃除する。

以上の件について、町民の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

～ 健康長寿課・地域包括支援センターからお知らせです～

## 令和5年度福祉・介護のしごと 就職・転職セミナーが開催されます。

### 【受講対象者】

介護や介護の職場に興味・関心があり、介護の職場について知りたいと思われる方など

※定年退職を予定している方、元気な高齢者の方、子育てが一段落した方など幅広く募集します。(概ね55歳以上を対象としますが、席に余裕がある場合は55歳未満の方の受講も可能ですので、お問い合わせください。)

### 【募集案内】

- ◆受講料 無料
- ◆募集人数 各会場30名(先着順)
- ◆カリキュラム 介護事業所等においてシニアの方などを中心に活躍いただける仕事についてわかりやすく紹介します。
- ◆研修場所 県内4か所で開催します。

地域	日程	会場	申込締切日
大島	令和5年9月15日(金)13:00~14:30	奄美市市民交流センター	8/24(木)
大隅	令和5年9月30日(土)13:00~13:50	かのやグランドホテル	9/8(金)
始良・伊佐	令和5年11月4日(土)13:00~13:50	国分公民館	10/13(金)
北薩	令和5年11月25日(土)13:00~13:50	薩摩川内市総合福祉会館	11/2(木)

◆その他 セミナー終了後、同会場において事業所との就職・転職相談会を開催します。

### 【申込方法】

各会場の申し込み締め切り日までに、受講申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送で下記申込先にお送りいただくか右のQRコードからお申し込みください。

受講申込書は地域包括支援センターか与論町ホームページからダウンロードできます。

※悪天候の影響等によりやむを得ず中止する場合は、その旨ご連絡及びホームページでお知らせします。

※申込された参加者の個人情報につきましては、受講者名簿の作成や今後

当センター主催の研修等のご案内に関する目的のために使用し、他の目的では使用しません。



お申込み  
お問い合わせ先



社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター内

TEL(099) 258-7888 FAX(099) 250-9363

4

# さとうきび農家の皆様へ 糖業振興会かん水事業のお知らせ

干害対策及び単収向上を図るため、下記の通り事業を実施します。申請される方は印鑑をお持ちになり、さとうきび生産対策本部までお越しください。

## 【ポンプ車かん水事業】

事業内容：畑かん未整備地区等を対象にポンプ車によるかん水

料 金：4t車1台あたり1,000円 上限10aあたり5回

対 象：さとうきび春植ほ場を主とします

対 象 外：畑かん整備地区 新植夏植ほ場

申込期限：8月31日迄

## 【畑かん利用推進事業】

事業内容：他農家のモデルとなり率先しかん水を行うものに対して水使用量に応じた推進費を交付します。

交 付 額：1tあたり20円 水使用料金無料地区でも可  
ほ場毎計算 上限10aあたり300t

対 象：畑かんが整備されているさとうきびほ場

期 間：7月～10月

申込期限：7月31日迄

要 件：対象期間で10aあたり100t以上かん水できる者  
メーターや散布様子の写真を提出することができる者  
各地区の水管理組合規定を遵守できる者

## 注意事項

※要件等ございますので詳しくは町糖業振興会お問い合わせください

※お電話での申し込みはできませんので、窓口にお越しください

お問合せ先

与論町糖業振興会 さとうきび生産対策本部 97-3463

## ★果実調査実施についてのお知らせ★

本町におけるウリミバエ及びミカンコミバエ種群の侵入及び早期発見を行うために、島内に生育されている生果実寄生調査を以下の通り実施致しますので、町民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

- ◆実施時期◆ 令和5年6月下旬頃
- ◆実施場所◆ 島内全域
- ◆実施方法◆ 調査員が畑やその周辺の雑草、木の実等を採取致します。
- ◆対象果実◆ ナス科（ナス、トウガラシ、ピーマン、トマト等）、ウリ科（キュウリ、カボチャ、ニガウリ等）、ホオツキ、ガジュマル、アコウ等  
※野菜類については地面等へ落下している物や腐れ等が見られる物を採取致します。

【お問合せ】 与論町役場産業課 TEL 97-4924

## アフリカマイマイの防除について

本町では、アフリカマイマイの蔓延を防ぐため、下記のとおり、薬剤による防除を試験的に実施しますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、アフリカマイマイの被害が多いところがあれば、役場産業課（97-4924）までご連絡ください。

- ◆実施時期：令和5年6月～11月（予定）
- ◆実施場所：茶花、島中央部等の発生が多い地区を中心に実施。
- ◆実施方法：防除作業員が、道路沿いや空き地、藪などに粒剤を散布。  
（農地等への散布は行いません）



【お問合せ】 与論町役場産業課 TEL 97-4924

## 農業用廃プラスチック類の受入について

例年、既に案内をおこない農業用廃プラスチックの受入れを行っている時期ですが、現在、堆肥センターの計量器が故障しているため、受入れ時期が未定となっています。堆肥センターの計量器が直りましたら、回収の案内を週報でおこないます。

なお、廃プラスチック類を持ち込む際は、土や砂はできる限り取り除き、散らばらないように肥料袋やごみ袋等（紙袋不可）に入れて口をヒモで結ぶか、ほどけないようにヒモ等でしっかりしばってから、持ち込んでくださいますようお願いいたします。

お問合せ：与論町農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会  
電話97-4924(役場産業課) 担当 市山

（しばる場合の例）



①泥やゴミを落とす ②つづら折りにする ③持ちやすいように3カ所をしばる



（袋に入れる場合の例）

～～ 農業用廃プラスチック類の適正な処理に努めましょう！！ ～～

# 農薬適正使用の徹底を!!

使用後は散布器具を徹底洗浄

農薬ラベルで登録内容の確認を

農薬使用履歴にしっかりと記帳

散布時はドリフトに気をつけて

少しの不注意であっても、農薬残留基準値を超過するなどの事故が起きますと、産地全体に大ダメージを与えることにつながります。  
農薬使用時は、登録内容を遵守することはもちろんのこと、周辺ほ場や後に栽培する農作物にも気を配りましょう。

## 散布後は器具をしっかりと洗浄しましょう

タンクの洗浄不足が原因となり、次作の農産物から残留基準値を超過する農薬成分が検出される事例が発生しています。



散布器具内に薬液が残っていると、次回使用の際にその薬液が農作物に付着する恐れがあります。散布終了後は残液を抜き、タンク内だけでなくホースやノズルもしっかりと洗浄することが重要です。



流水またはタンクに水を溜めよく振るなど、タンク内壁をしっかりと洗浄するとともに、ホースやノズルも通水しましょう。  
※これを3回程度繰り返すほか、ドレンキャップやストレーナもしっかりと洗浄しましょう。

## 農薬ラベルで登録内容を確認しましょう



### 【適用害虫と使用方法】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数(倍)	10aあたりの使用液量(L)	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
なす	ハスモンヨトウ	2000倍	100~300L	収穫前日まで	2回以内	散布
キャベツ	アオムシ	1000倍	100~300L	収穫7日前まで	2回以内	散布

農薬ラベルの記載どおりの方法で使用しなければなりません。(違反した場合、農薬取締法により罰せられる可能性があります。)

- 効果・薬害等に関する注意事項
- 安全使用上の注意事項
- 水生動植物に対する注意事項

最終有効年限 21.10

薬害や周辺環境への影響など取扱上の注意事項も記載されています。また、有効年限も定められておりますので、よく確認しましょう。

問合せ 産業課 97-4924 山下

## 狂犬病予防集合注射のお知らせ



狂犬病予防法では、犬の所有者は生後91日以上の子犬について毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることになっています。

つきましては、下記のとおり集合注射を実施いたしますので、犬の所有者は予防注射を受けさせて下さいませよう、お願い致します。

日付	時間	対象地区	場所
6月24日(土)	9:00~10:00	那間校区	叶公民館
	14:00~15:00	与論校区	西区公民館
	16:00~17:00	茶花校区	役場前
6月25日(日)	15:00~17:00	全校区	役場前

・狂犬病予防注射料金および注射済票代.....3,400円

・新しく飼い始めた犬については、別途、登録手数料3,000円が必要です。

また、誠に勝手ではございますが、なるべくお釣りが出ないようにご協力お願い致します。

※ 狂犬病は、人間も犬も共に、発症した場合の治療法が確立されていない、□□致死率ほぼ100%の大変危険な病気です。

飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせなかった場合、20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

問い合わせ先 役場環境課 97-4712

## 犬の放し飼い・遺棄・捕獲器について

近頃、放し飼いや捨てたと思われる犬の苦情が保健所や役場に多数寄せられています。放し飼いの犬や捨てられた犬は、管理されていないため、人を咬んだり、子犬を産むことにより野犬を増やしたりする危険性があります。また、野生動物を襲い、自然を破壊する原因にもなります。

放し飼いやペットを捨てることは、条例や法律で固く禁止されており、絶対にやってはならない行為です。残念ながら、徳之島保健所管轄地域は鹿児島県内で最も犬の捕獲頭数が多い地域です。犬の飼い主の責任が強く求められています。

犬を飼ったら、「捨てない」、「放さない」、「むやみに増やさない」を徹底して下さい。もし、犬がいなくなったら、すぐに保健所か環境課に連絡しましょう。最後まで責任をもって大切に飼って下さい。



捕獲の際には捕獲器を使用しておりますが、捕獲器を見かけても触らないようにして下さい。捕獲器が正常に作動せず、捕獲が失敗することがあります。

また、捕獲器に犬や猫などの動物が入っているのを見かけた場合、環境課までご連絡下さい。捕獲器内にいる動物は気が立っていることがあり、危険ですので触らないようにして下さい。

※ 捕獲器に入っている犬は、絶対に逃がさないで下さい!



徳之島保健所 (電話 82-0149)

与論町環境課 (電話 97-4712)